



インドにおける新・特許出願傾向

2022年に、インドでは知的財産（IP）の分野で特筆すべき状況が出現しました。4月から翌年3月までの会計年度における最終四半期に、史上初めて国内居住者の特許出願件数が非居住者（外国出願人）の特許出願件数を上回ったのです。

より具体的には、2022年1月から3月の間にインド特許庁（IPO）への特許出願件数は合計19,796件で、そのうち、非居住者の特許出願件数が9,090件、居住者の特許出願件数が10,706件となりました（図1）。2005年に新特許制度が施行されて以来、常に非居住出願人が居住出願人より優位であったことを考えると、これはインドにとって快挙であり画期的なことです。

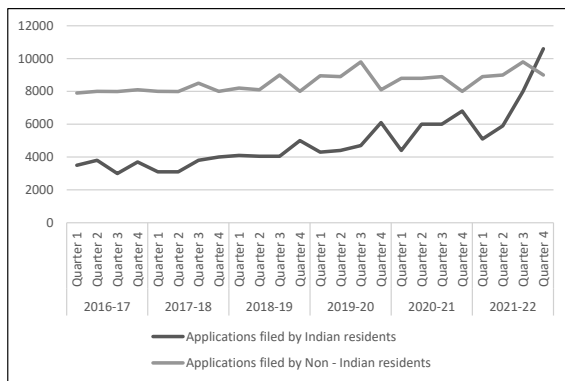


図1：内・外出願人の特許出願件数の四半期ごとの推移

この快挙は、近年、国内居住出願人による特許出願が一貫して増加してきていることを背景にしたものです。図2のように、インドで出願された特許の全体件数は、2016-17会計年度の45,444件に比べ、2021-22会計年度に

は66,440件に上昇しました。この5年間で46%近い増加です。また、IPOでは審査量も増加しており、特許付与件数が2016-17年度の9,847件に比べ、2021-22年度は30,074件と、約3倍になりました。

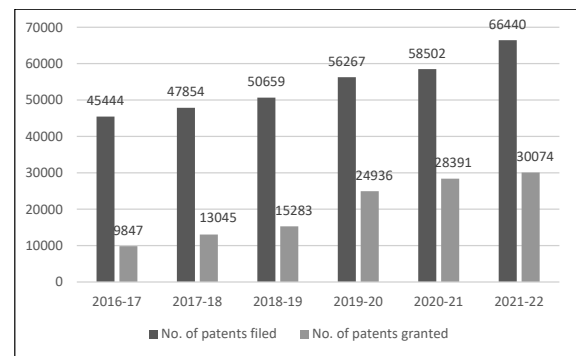


図2：特許出願件数と特許付与件数

さらに、2016年から2022年までの国内居住出願人と非居住出願人による特許出願の推移を示した図3からわかるように、出願人全体における国内居住者の割合は、2016年の約30%から2022年の45%へと増加してきています。

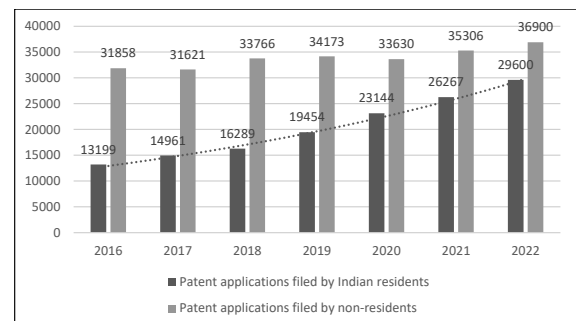


図3：居住者と非居住者(外国人)の特許出願件数

多くの専門家は、政府が長年にわたって行ってきたいくつかの重要な取り組みが、この変化をもたらしたと考えています。政府省庁の協調的な取り組みにより、インド社会のあらゆる層で知的財産に対する意識が高まったのです。それが出願件数の増加につながり、またIPOでの特許出願の審査係属期間の短縮にもつながりました。

たとえば、インド政府が特許行政を促進するために行った改善点として次のようなものがあります。

- ・インドの教育機関に対する特許出願手数料の 80% 減免。
- ・インドのスタートアップ企業に対する特許出願手数料の 80% 減免。
- ・スタートアップ企業に対する特許出願の早期審査。

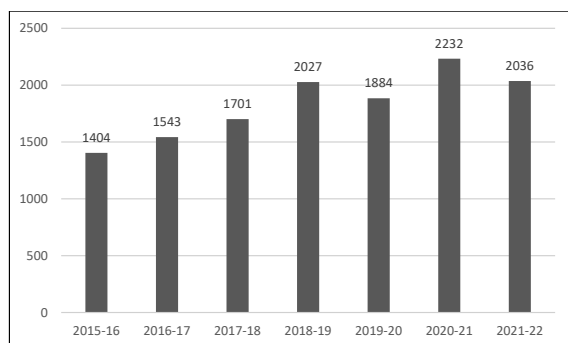


図4：インド居住者によるPCT出願

図4にあるように、ここ数年、インド居住者による特許協力条約（PCT）に基づく国際出願の総数も強い増加傾向にあります。

この出願件数の増加は、WIPO国際事務局が発表するグローバル・イノベーション・イ

ンデックス（GII）のインドの地位上昇に呼応しています。インドのGII上の地位は、2015年の81位から2022年には40位と、41ポイントも上昇しました。またWIPOのデータによると、インドはICTサービス輸出（国際収支統計）において、低中所得国グループ（36カ国）の中でトップとなっています。

インドは、非居住特許出願人による特許出願が大勢を占める状態からインド国内の居住出願人による特許出願の方が多くなった時代に入りました。

今後、インド市場に興味を示す日本企業には、インドの国内企業の特許出願の状況把握の重要性が増してくるものと考えられます。インドの地元の競合他社が出願する特許に注意し、自社の製品の抵触性を確認し、特許回避策を練るなどの活動が大切になりつつあります。

筆者紹介



シティージ・マルホトラ (Kshitij Malhotra)

Global IP Indiaの創設メンバーで事務所代表です。インドの弁護士&弁理士双方の資格を持ち、特許を含む知的財産関連の法的経験が10年以上あります。専門は化学工学で、デリー弁護士会所属。首都ニューデリーに住み、英語、ヒンディー語、パンジャブ語が堪能で、日本語に関する基礎知識も有します。趣味は、ドキュメンタリーを観たり、読書したり、詩を書いたりすること。学生時代にはクリケット部員でしたが、今はたしなむ程度で、もっぱら観戦。